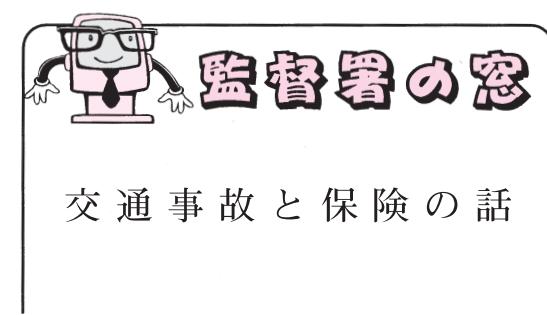


業務中や通勤災害の交通事故については、これまで何度も本誌で取り上げられたと思います。最近も4月号で「労災保険と自動車保険、どちらがお得?」という記事が掲載されました。これもまた、相手側の全額を受けられないと予想されるケースです。

ついで支給されることはありません。労災保険を選択した場合は、被害者に労災支給した後、過失割合に応じて労働局が相手の自動車保険へ被害者に代わって賠償額を請求することになります。これを求償といいます。

一般的に、労災保険を優先した方がよい場合としては、当方の全面過失や過失割合が多い場合、相手が増えています。この保険は自分自身や同乗者が人身事故にあつた場合、損害額全額の補償を受けられ、しかも相手と揉め



## 交通事故と保険の話



額を受けられないと予想されるケースです。逆に、相手側の全面過失や、当方に多少の過失があつても被害が少額で自賠責保険の支払限度額120万円におさまってしまう場合などは、休業損害や慰謝料を自動車保険に請求した方が有利です。このケースでは、自動車保険から日額の全額が初日より支払われ、しかも、労災へ休業特別支給金を請求することも可能です。しかしながら、複数の保険に請求するのが煩わしいのか、みすみす不利な取扱いをしている例もみられます。

最近では、過失割合に關係なく保険金額の範囲内で実損払いする人身傷害保険に加入されている人が増えています。この保険は自分自身や同乗者が人身事故にあつた場合、損害額全額の補償を受けられ、しかも相手と揉め

たりして示談交渉が終わっていない状態でも支払われるため、とても頼もしい保険です。ただし、自動車保険の説明書をよく読んでいた人だとわかりますが、人身傷害保険は労災保険から既に給付の決定した金額や支払われた金額を差し引いて支払うこととなっています。したがって、この保険を使用する場合は労災保険を先行しなければならないのに、両方から二重に受け取つてしまい、あとでトラブルとなる例を時々見ます。

話は変わりますが、保険加入の義務づけられている自動車と違つて問題となるのが自転車の事故です。この場合、労災保険を優先し加害者に求償するのが一般的です。加害者にとっては、高額な療養費になつたりすると、いくら保険に入れていても交通事故に遭わないのが一番です。慎重な運転をお願いします。

### 名古屋北監督署のダイヤルイン

労災保険係（労災課）

（052）961-8655